

令和6年6月1日

申請者各位

株式会社 東北建築センター

手数料の改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当センターは、業務における品質の維持向上を図るため、以下の業務手数料を改定させていただくことといたしました。

お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、今後もより質の高いサービス（遵法性）の提供を行い併せて業務処理の効率化も進めて参りますので、ご理解の上、引き続きのご利用をお願い申し上げます。

- ・ 建築確認検査申請手数料 （令和6年7月1日から）
- ・ BELS 業務手数料 （令和6年8月1日から）
- ・ 適合証明業務手数料 （令和6年8月1日から）

◆改定後の建築確認検査業務手数料の適用について

令和6年7月1日以降に本受付となる申請から適用

ただし、経過措置として下記①～③に該当する場合は本受付扱いと見なします

- ① 構造計算の添付が有るもので事前審査申請を6月21日（金）までに提出
- ② 構造計算の添付が無いもので事前審査申請を6月28日（金）までに提出
- ③ 電子申請のもので6月28日（金）までに事前の申請がされたもの

◆改定後のBELS・適合証明業務手数料の適用について

令和6年8月1日以降に本受付となる申請から適用

ただし、経過措置として下記①～②に該当する場合は本受付扱いと見なします

- ① 事前審査申請を7月26日（金）までに提出
- ② 電子申請のもので7月26日（金）までに事前の申請がされたもの

※事前申請（電子申請含）は本受付に必要な図書及び書類が揃っていること